

表1 時間外勤務代休時間の導入状況(平成29年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分	団 体 数	時間外勤務代休時間の 制度を導入済み又は平 成29年度中に導入予定	導入時期未定
都道府県	47	47 (100.0%)	—
指定都市	20	12 (60.0%)	8 (40.0%)
市区町村	1,721	1,646 (95.6%)	75 (4.4%)
合 計	1,788	1,705 (95.4%)	83 (4.6%)

(注) 1 「時間外勤務代休時間」とは、月60時間を超える時間外労働に係る手当の割増支給分に代えて取得する代休時間のことである。

2 ( ) 内は、団体区分中の割合である。